

業務指示書

キルギス国タラス - タラズ道路ウルラル川橋梁架け替え計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年4月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年4月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年4月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

現地再委託に係る費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KGS1 = 1.61964 円, US\$1 = 111.083 円, EUR1 = 119.828 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／橋梁計画
橋梁設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.28 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年5月22日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

キルギス国タラス - タラス道路ウルマラル川橋梁架け替え計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/橋梁計画	(40.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

キルギスはカザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、中国に囲まれた内陸国であり、旅客輸送や貨物輸送の約95%を道路交通に依存している。当国内の道路は国民生活において重要な機能を有している他、中央アジア地域、ひいては南西アジア地域を結ぶ域内交通手段としての役割も担っており、重要性が高い。

当国国内の道路網の大部分は旧ソ連時代に完成したものであるが、1991年の独立以降は、経済の低迷により道路や橋梁の改修が十分に行われずに老朽化が進行しており、現在も年間約200kmの道路が通行機能を失いつつある。道路橋梁の老朽化は国民の生活に必要な物資の輸送や周辺国との交易に支障をきたし、経済成長の阻害要因となっている。

かかる状況を受け、当国政府は「国家持続的開発戦略 2013-2017」(National Sustainable Development Strategy。以下、「NSDS」という。)の重点分野の一つに「戦略的経済産業の開発」を掲げ、運輸・道路セクター、中でも国際輸送回廊と国内道路網のリハビリ(修復)を優先項目としている。「タラス-タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」(以下、「本事業」という。)は、カザフスタンと当国北西部を繋ぐ唯一のアスファルト舗装道路である「タラス-タラズ道路」のタラズ側から82km地点に位置するウルマラル川橋梁を架け替えるもので、NSDSにおいて最優先事業の一つに位置付けられている。当該橋梁は損傷が激しく、技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」において実施した橋梁点検でも、架け替えの緊急性が高い橋梁のうち、交通ネットワーク上の重要度が高い橋梁と判断された。また、2016年6月15日には、河川流量の増加により更なる鋼管橋脚の流出・傾斜が発生し、一時橋梁は通行止めとなった。その後、大型車両は北部の国道代替道路(碎石舗装)、大型車両以外については、南部の国道代替道路(生活道路)を迂回路として利用しており、大幅な旅行時間の増加や生活道路での通行障害(歩行者・横断者等)が生じている。

2. 事業の概要

(1) プロジェクト目標:

キルギスとカザフスタンを結ぶ国際幹線道路(タラス-タラズ道路)の安全かつ安定的な交通が実現する。

(2) プロジェクトの成果:

キルギスとカザフスタンを結ぶ国際幹線道路(タラス-タラズ道路)の82km地点に位置するウルマラル川橋梁が架け替えられる。

(3) プロジェクトの概要:

・新橋の建設(橋長約70m、幅員約10m、PCT桁橋)、取付道路工(線形改良含

む)

(4) 対象地域 (サイト):
タラス州

(5) 関係官庁・機関
キルギス共和国運輸道路省 (Ministry of Transport and Roads of the Kyrgyz Republic : MOTR)

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、キルギス政府から要請のあった「タラス - タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がキルギス側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案することを認める。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①架橋位置の検討を行うために必要な調査、②概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議並びに情報収集を行うための現地調査、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の3回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定し

ている。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時 JICA と受注コンサルタントの間で協議する。

なお、少なくとも以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 現地調査帰国前後

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前後

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

本案件の対象とする橋梁は、技術協力プロジェクト「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」(2013年～2015年)にて実施した橋梁点検の結果、損傷が激しく「架け替えの緊急性が高い」と判断されている橋梁である。

また、2016年6月15日には、河川流量の増加により更なる鋼管橋脚の流出・傾斜が発生し、橋梁は一時通行止めとなった。この被災状況については、現在同国に派遣されている個別専門家「道路行政アドバイザー」(2014年4月～2017年4月)が情報収集を行っている。

対象橋梁の架け替えの必要性・妥当性の検証等に当たっては、上記の技術協力プロジェクトの中で取得している橋梁データ等を十分活用し、調査の重複を避ける。また、概略設計を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(5) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

現在、イスラム開発銀行がタラス-タラズ道路の改修工事を実施しており、全長201kmのうち、73kmの改修が完了し、現在新たに30km(Phase3)を改修中。残る98kmについては、Phase3の結果を確認した後に検討される予定。この事業は本事業で架け替えられる橋梁の事業効果に影響を与えるだけでなく、本事業で整備するアプローチ道路の線形に影響するため、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の最新状況及び今後の計画について確認を行うこと。

(6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下「JICA環境ガイドライン」)に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

既存橋梁の架替であるものの、取付道路の平面線形の改良を行う場合には、小規模な用地取得が生じる見込みである。工事中(仮設道路・仮設橋の設置等)及び完工後の周辺環境への影響、及び本プロジェクト実施に係るキルギス国内の関連法に基づく環境許可の現状と今後の手続き等について十分確認する。

(7) 架橋位置

対象橋梁は、自然河道内を蛇行する低水路上に架かっている。衛星画像からは現在の低水路以外の流路の痕跡がうかがえる他、2016年6月に河川流量が増加した際に河川の流向変化が確認されるなどしており、低水路が安定していない。このため架橋位置の検討等橋梁計画においては慎重な検討が必要である。例えば、河道との斜角の考え方、橋梁区間の設定(橋長)、降雨や融雪による高水時の自然河道内を通過する築堤道路区間の構造検討などが求められる。第一回現地調査の中で気象・水理・水文情報を十分に収集し、その後の国内解析結果に基づき、数か所の架橋位置候補(橋長、斜角、アプローチ道路の構造を含む)を比較検討する。その後第二回現地調査において、候補として挙げられた架橋位置における橋梁及び取付道路の設計に必要な情報を収集し、架橋位置・橋梁型式を選定する。

(8) 施工計画の検討

対象道路は近隣に並行する道路が存在せず迂回路の確保が困難であること等から、工事中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。また、河川の増水時や厳冬期には施工が一時中断となることも予想されることから、施工計画の策定にあたっては、雨季や春季の雪解け水による河川増水等を考慮の上、具体的な月次でスケジュールを作成すること。原則的に、既存橋梁の撤去は先方負担事項とすることを想定しているが、既存橋梁の撤去が遅れ、新橋設置の施工計画に影響が生じる可能性があり、日本側負担事項として整理することが望ましい場合には、施工計画として検討する。

(9) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、キルギス国での最近の既往調

査報告書等や JICA 事務所からキルギス国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したキルギス国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりキルギス国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてキルギス国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

(10) 交通安全対策の検討

同橋梁はアプローチ道路の平面線形が悪くなっており、重大事故が多発していることも大きな問題となっている。このため、道路線形・橋梁形式・架橋位置の選定については十分に配慮することとする。合わせて、車道逸脱車両対策及び歩行者通行等についても配慮し、概略設計に反映する。また、対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、交通弱者への配慮を行う。

(11) 情報通信技術 (ICT) の活用

本調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術 (ICT) がある場合には、その活用を検討する。

(12) 対象河川の調査

雨季及び春季の融雪による増水時に洪水流や流木等の衝突による橋桁の損傷や護岸の損傷や河床の低下が再発することが懸念される。また、下部工周辺の局所的な洗掘の可能性が考えられる。このため、十分な気象・水理・水文情報収集のもと、必要な桁下余裕高や護岸・護床対策等を検討すること。河川管理者 (Ministry of Emergency Situations : MES) との協議・許可が必要になる可能性がある。キルギスにおける、河川法の有無や内容、許可条件等を確認し、必要に応じて河川管理者に事業概要を説明し、詳細設計作成時に許可がスムーズに進むよう手配する。(もしくは、本調査中に河川許可を得る)

(13) 橋梁・道路舗装設計

橋梁設計に際しては、維持管理費用・労力の最小化を図る必要がある。本事業による架け替え後の橋梁維持管理には技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向

上プロジェクト」(2013年～2015年)の成果を活用することを想定していることから、同プロジェクトの成果との整合性を図ることとする。

道路舗装設計に際して、本指示書参考資料に挙げた「協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック(案)」(2015年4月)を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- 1) 地質調査
 - ・路床評価(試料採取)間隔
 - ・軟弱地盤及び問題土(膨張粘土、分散性粘土等)の有無、分布状況の把握
- 2) 水文調査
 - ・乾季/雨季、春季の融雪による水位の変化
- 3) 材料調査
 - ・構築路床(盛土)、路盤及び表・基層及びアスファルトの品質(材料基準)
- 4) 交通量/軸重調査
 - ・舗装設計対象交通量算出に用いる設計期間に道路維持管理実態を考慮
 - ・舗装設計対象交通量の予測値の不確実性の考慮
 - ・累積軸重に軸重調査結果及び予測値の不確実性の考慮
- 5) 設計基準の選定
 - ・隣接区間及び周辺道路の舗装設計基準と供用(損傷)状況
 - ・採用する設計基準の特徴と運用の留意点の理解
- 6) 路面設計
 - ・耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- 7) 構造設計
 - ・規制軸重を超える車両(過積載車両)
 - ・信頼度の設定に過積載車両取締り状況及び将来予測に対するリスク等を考慮
 - ・路床支持力の評価における調査結果のバラツキの考慮
 - ・アスファルト舗装の最小舗装厚さ
 - ・他の舗装設計法(TA法及びAASHTO等)による構造設計の確認
- 8) 排水設計
 - ・路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の排水系統及び流末の確認

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成し、JICA キルギス事務所を通じ、先方政府関係者に配布する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、事前に送付した質問票を回収し、分析を行う。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) キルギスにおける道路整備事業に係る上位計画「国家持続的開発戦略 2013-2017」を確認する。
- 2) キルギスにおける全国道路網整備の現状と課題を調査し、タラス-タラズ道路の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 4) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。
- 5) タラス-タラズ道路上の橋梁インベントリーデータを収集するとともに、対象橋梁以外の橋梁の架け替え、補修及び補強に関する先方政府の方針・計画の確認を通じて、対象橋梁の架け替えの背景・経緯を明確にする。

(4) 事業の実施・維持管理体制の確認

事業実施機関である MOTR の組織・権限・人員構成や直近 3~5 年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、またその後の維持管理に向けて、その体制に問題がないか確認する。

(5) 既存橋梁の損傷原因分析

2016 年 6 月 15 日に発生した、河川流量の増加による鋼管橋脚の流出・傾斜の被災状況を確認し、損傷原因を確認する。その際には、崩落の主因を推定できるように現橋の写真を撮影し、成果品の中に含めること。また、交通規制の実施の経緯等も合わせて確認する。

(6) サイト状況（自然条件等）調査

1) 橋梁状況調査

対象橋梁（取付道路を含む）において、現地踏査、聞き取り調査、設計資料及び補修履歴等の既存資料の収集・分析等により、対象橋梁の基礎データを整理する。加えて、遠望目視、可能な範囲で近接目視及び打音点検等を行い、健全性の把握を行い、対象橋梁の架け替えの必要性、補強による対応の可能性を整理する。

また、架橋位置に伴う技術的な課題、用地取得上の課題、コスト等を整理し検討を行う。

2) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象橋梁の架橋予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。

- ア) 気象調査
- イ) 地形測量
- ウ) 地質調査
- エ) 水文調査

上記について、想定される内容は（別紙）自然条件調査仕様書に示す通りであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。必要に応じて現地再委託も可とするが、別見積りにて提案すること。

(7) 橋梁架橋位置候補の検討

第一回現地調査の中で収集した気象・水理・水文情報に基づく国内解析結果に基づき、複数の架橋位置候補（橋長、斜角、アプローチ道路の構造を含む）を比較検討する。

(8) インテリム・レポートの作成・説明

第一回現地調査及びその後の国内解析結果・架橋位置候補の比較検討結果並びに第二回現地調査の計画をインテリム・レポートにまとめる。その内容を JICA が派遣する調査団員と協力して第二回現地調査の中で先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(9) 環境社会配慮

1) 環境影響評価

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月））に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。尚、環境社会配慮関連調査の補助業務については、必要に応じて現地再委託も可とするが、別見積りにて

提案すること。

- ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - 2) JICA 環境ガイドライン（2010年4月）との乖離及びその解消方法
 - 3) 関係機関の役割
- ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

2) 簡易住民移転計画の作成支援

JICA 環境ガイドライン（2010年4月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 ア)～シ) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン（2010年4月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ア) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性

- イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ) 費用と財源
- サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

3) 社会的弱者への配慮に係る調査

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。例えば施工段階においては、最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

(10) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要精度を確保するため、キルギス側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(11) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

橋梁の形式・アプローチ道路の線形を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- ・ 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- ・ 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
- ・ 大型車交通量と軸重分布
- ・ 過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
- ・ 路床支持力と地下水の影響
- ・ 我が国の TA 法及び AASHTO 等の舗装設計法による確認
- ・ 問題土（膨張土、分散性土壌や軟弱土）の有無及び分布状況
- ・ 路面温度と低速重車両、重交通※の影響
- ・ 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- ・ 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- ・ 材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）

※重交通：都市内の交差点の近傍のように大型車が連なって走行している交通状態

（12）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

（13）交通量調査と将来交通量推計

対象地域の交通状況を把握するとともに、舗装の構造設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、

既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても必要に応じて調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動、及び道路供用後の転換交通量を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画、および、「5. 実施方針及び留意事項（5）事業効果に影響を与えうる関連事業の確認」の項に示す事業調査を踏まえ、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用、広域的な道路ネットワークや道路密度等を十分検討し、安全率を見込んだ適切なパラメータを検討の上随時JICAに協議することとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

（14）事業内容の計画策定

上記調査、JICA との協議及び「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）（以下「報告書ガイドライン」）を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、架橋位置及び取付道路に関しては、自然条件調査等を元に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

また、橋梁の形式に関しては、施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。

3) 概略設計図（側面図、平面図を含む）

4) 施工計画

報告書ガイドラインに示す各項目の記載事項に加えて、以下の内容を考慮すること。

ア) 施工方針

・現地コンサルタント及び現地建設業者のキャパシティ、派遣技術者の職務内容

の記載

・相手国側の事業実施能力の記載

イ) 施工上の留意事項

・相手国の事業実施能力、現地業者のキャパシティ、免税手続きの留意点の概説

ウ) 施工区分（先方負担工事との区分）

・相手国負担事項の適切な履行が事業効果の発現の条件となるような負担区分の設定をすることは極力避けるとともに、必要に応じて、相手国側より負担事項の適切な履行に係るエビデンス（対象年度の予算措置及び執行を保証する財務担当部局の公文書等）を取り付け、報告書にそのコピーを添付

エ) 施工監理計画

・施工監理計画に係る方針検討に当たっては、我が国の一般的な施工監理手法をそのまま適用するのではなく、我が国とは異なる現地の施工条件、次項に述べる品質管理計画に係る方針検討結果、施工監督者の現場へのアクセス条件や通信条件、現地傭人のキャパシティ、施主とのコミュニケーション、安全確保等を考慮

オ) 品質管理計画

・品質管理計画に係る方針検討に当たっては、我が国の一般的な品質管理手法をそのまま適用するのではなく、我が国とは異なる現地の気象条件、材料の入手条件、輸送条件、現地コントラクター・技術者・技能工のキャパシティ、ラボのキャパシティ（機材及び試験担当者）等を考慮
・品質管理会議の実施を必要とする場合は、その理由と実施方法等を記載

カ) 資機材等調達計画

・特殊な掘削機、大型クレーン、特殊機械についてはその能力、台数、選定根拠を示すこと

キ) 実施工程

・相手国負担事項の履行工程を作成
・実施工程に係る方針検討はクリティカルパス法に基づくことを原則
・相手国負担事項の履行状況、資機材等調達に係る各種条件、品質管理に係る各種条件、施工監理／調達監理に係る各種条件、安全確保を考慮

(15) 橋梁形式の選定

無償資金協力の橋梁案件において、コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク逓減、更に多くの本邦企業の参加（競争性の確保）を促す上で、橋梁形式の選定は最も重要な課題である。橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、橋梁形式の選定結果について先方政府関係者に説明するとともに、報告書に取りまとめること。

1) 橋梁形式選定のフローチャートの作成

要請背景や現地状況等を基に、どのような検討プロセスを経て橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては業務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直すこととする。

2) 橋梁形式選定上の前提条件の整理

橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。河川条件、地形条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討対象から外し合理的、効率的な検討を行う。複数の橋梁を計画する場合は、個々の橋梁形式の合理化の検討に止まらず、設計の画一化等の工夫を行い、設計・照査の簡略化、工事施工能率の向上等の事業全体の合理化に努める。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。一般に架橋位置は橋長を短くすることを重視して決定されるが、その結果アプローチ道路が長くなる、沈下対策が必要となる場合もあるので、総合的な判断を行い、これを決定する。

3) 比較表を用いた代替案の検討

前提条件を踏まえ、3～5種類程度に絞り込んだ橋梁形式に対して、経済性(ライフサイクルコスト)、施工性、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、キルギス側の意見を考慮した上で、最適な橋梁形式を選定する。なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

(16) 相手国側負担事項の概要の整理

相手国側負担事項(用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環境社会配慮に係るキルギス政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

(17) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税(VAT等)、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(または事後還付)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

(18) 事業の維持管理計画

MOTR が行うことになる事業対象橋梁の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、維持管理の検討にあたっては技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」（2013-2015 年）の成果をレビューするとともに、個別専門家「道路行政アドバイザー」と連携して実施する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費を検討する。

(19) ソフトコンポーネントの検討

技術指導等のソフトコンポーネントの実施の必要性について本調査の中で検討すること。

(20) 事業の概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(21) 協力対象事業実施にあたっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(22) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事

項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(23) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(24) 事業の評価

事業の評価は、DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、事業予定橋梁の①平均走行速度 (km/h)、②交通量 (台/日) ③旅客数 (人/年)、④貨物量 (t/年) 等を想定しているが、他に定量的指標について提案があればプロポーザルにて記述するとともに、効果の測定にあたりベースライン調査が必要となる場合には、同じくプロポーザルにその所要概算額も含めて提案する。但し定量的指標は協議の上、調査の可否を判断するため、現時点において、本調査の見積りへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(25) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(26) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI 等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において説明会への企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

(27) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をキルギス政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

（28）準備調査報告書等の作成

キルギス政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

- ア) 概略事業費（無償）積算内訳書
- イ) 概要資料
- ウ) 準備調査報告書
- エ) デジタル画像集
- オ) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- カ) 免税情報シート

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は（8）～（12）とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	提出時期	部数
（1）業務計画書	2017年6月上旬	和文2部
（2）インセプション・レポート	2017年6月上旬	英文2部、露文15部
（3）第一次現地調査結果概要	2017年9月上旬	和文2部
（4）インテリム・レポート	2017年9月上旬	英文2部、露文15部
（5）第二次現地調査結果概要	2017年11月下旬	和文2部
（6）概要資料（国債登録用）	2017年10月中旬	和文1部
（7）準備調査報告書（案）	2018年3月中旬	英文2部 露文15部 和文2部
（8）概略事業費（無償）積算内訳書	2018年4月下旬	和文2部
（9）概要資料	2018年4月下旬	和文1部及びCD-R1枚
（10）準備調査報告書 （※完成予想図、進捗報告書、初版及び免税情報シートを含む）	2018年8月上旬	和文（製本版）7部及びCD-R2枚 英文（製本版）7部及び

		CD-R2 枚 露文（製本版）15 部 及び CD-R2 枚 和文（先行公開版）3 部 及び CD-R1 枚
(11) デジタル画像集	2018 年 8 月上旬	CD-R2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
(12) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	2018 年 8 月上旬	英文 3 部 露文 3 部
(13) 免税情報シート	2018 年 8 月上旬	和文 1 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2017年6月中旬より第1次現地調査（架橋位置の検討を行うために必要な調査）を行い、2017年9月中旬より第2次現地調査（概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議並びに情報収集を行うための現地調査）を実施し、2018年4月上旬に第3次現地調査（概略設計概要説明）を実施することを予定している。2017年10月上旬までに概要資料（国債登録用）を作成・提出し、2018年4月下旬までに概要資料、2018年7月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	2017年							2018年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(概略設計調査)														
事前準備	□													
現地調査 (OD)	■				■									
国内解析			□					□						
概略設計ドラフト説明 (DOD)											■			
概略設計概要資料提出														▲
最終報告書提出														

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 22.2M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任/橋梁計画（2号）
- 2) 橋梁設計（3号）
- 3) 道路計画・道路設計
- 4) 交通量調査・需要予測/社会状況調査
- 5) 環境社会配慮

- 6) 地形・地質
- 7) 河川/気象
- 8) 施工計画/調達事情/積算

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査には、通訳（キルギス語・ロシア語）の配置を可とする。現地での通訳備上を原則とし、必要経費を見積書に記載すること。通訳備上の必要日数は日本-キルギス間の移動日を除き算出すること。

3. 参考資料等

(1) 参考資料

下記資料が JICA 図書館にて閲覧可能。

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)

- ・ キルギス共和国 橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト プロジェクト業務完了報告書 要約（2016年1月）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025102.html>)
- ・ アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書（2013年3月）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013606.html>)
- ・ 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）報告書（2015年4月）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>)

(2) 配布資料

- ・ 環境社会配慮 カテゴリ B 案件報告書執務要領
- ・ 無償資金協力要請書
- ・ 対象橋梁の被災状況に係る資料
- ・ 免税情報シート（ブランクフォーム）

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程

(1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括

協力企画

2) 調査行程：約 15 日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。架橋位置の検討を行うために必要な調査を実施する。

(2) 第 2 次現地調査

1) 団員構成：総括

協力企画

2) 調査行程：約 15 日間

3) 目的：

概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議並びに情報収集を行う。

(3) 第 3 次現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括

協力企画

2) 調査行程：約 10 日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、これら調査については別見積もりとする。

(1) 地形測量

(2) 地質調査

(3) 水文調査

(4) 環境社会配慮関連調査

(5) 交通量調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2017 年 4 月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、調査サイトにおいて適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般事業無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2016年10月）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

（4）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAキルギス事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（5）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙)

「キルギス国 タラス - タラズ道路ウルマラル川橋梁架け替え計画」
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 気象調査

調査目的：橋梁・道路設計に必要な自然条件の基礎情報を把握する。

調査内容：過去の気象/災害情報を遡って調査する。

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、融雪量、災害履歴調査、他
成果品：気象情報の分析結果

(2) 地形測量

調査目的：橋梁、取付道路、護岸等の施設計画、設計、施工に必要な地形の情報を把握する。

調査内容：地形測量（または地形データ入手）、路線測量（中心線測量、道路縦断/横断測量）詳細測量等の各種測量、他

成果品：平面図、縦断図、横断図
（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること。）

(3) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討、道路舗装の検討に必要な情報を確認する。

調査内容：地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、地耐力試験、骨材材料試験他

成果品：地質図（平面図・断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果
（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること。）

(4) 水文調査

調査目的：護岸等の設計に必要な基礎資料を得る。

橋梁の高さを検討するための情報を入手する。

調査内容：河川水位、流量（降水・融雪時）、流速、水質、水温、河道調査、他

成果品：観測記録、分析結果